

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象
機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和4年8月31日
山形県知事

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和5年3月31日とする。

(私立専門学校)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
酒田調理師専門学校	酒田市幸町2丁目10番12号	学校法人天真林昌学園	酒田市南千日町4番50号	法第15条第1項 第一号
山形調理師専門学校	山形市六日町7番42号	学校法人羽陽学園	山形市鈴川町二丁目10番30号	法第15条第1項 第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）